

「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律」の改正に伴う健康保険法における取扱いについて（お知らせ）

標記のことについて、「雇用保険法等の一部を改正する法律（平成28年法律第17号）」が平成28年3月31日に公布されたことに伴い、「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成30年法律第76号。以下「育児・介護休業法」といいます。）が改正され、平成29年1月1日より、育児休業の対象となる子について、法律上の親子関係にある子（実子及び養子）に加えて、新たに下記に該当する者も含まれることとなりました。

- ① 特別養子縁組を成立させるために養親となる者が養子となる者を6か月以上の期間現実に監護しているときの当該期間にある者
- ② 養子縁組里親（児童福祉法（昭和22年法律第164号）第27条第1項第3号の規定により、同法第6条の4第1項に規定する里親であつて、養子縁組によって養親となることを希望しているものをいいます。）に委託されている者
- ③ 特別養子縁組により養親となろうとする者又は養子縁組里親に準ずる者として厚生労働省令で定める者に厚生労働省令で定めるところにより委託されている者（※）

※ 育児・介護休業法施行規則（平成30年10月15日労働省令第25号）第1条の規定により、児童相談所において、養子縁組里親として委託すべきである要保護児童として手続を進めていたにもかかわらず、委託措置決定を出す段階に至って実親等の親権者等が反対したため、養子縁組里親として委託することができず、やむなく養育里親として委託されている要保護児童をいう。

これにより、健康保険法第43条の2（育児休業等を終了した際の標準報酬月額の変更）【育児休業等終了時改定】及び同法第159条（育児休業等をしている被保険者の保険料の徴収の特例）【保険料免除】における「育児休業等」についても同様の取扱いとなりますので、お知らせします。

なお、健康保険法でいう「子」の定義はあくまで民法上の規定によるため、被扶養者として認められるのは民法上の「子」のみであると解され、平成29年1月以降も、被扶養者としての「子」の範囲は拡大されることはありませんので、ご留意願います。